

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 9 月 15 日 (金) 第 448 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (総務事務センター取扱い) 1

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 3
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 5
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 6

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 7

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 48 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年鹿 児 島 県 規 則 第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 7 条 の 2 第 1 号 中 「監 獄」 を 「刑 事 施 設」 に 改 め、 同 条 第 2 号 中 「又 は」 を 「、 同 法 第 64 条 の 規 定 に よ る 保 護 処 分 と し て 少 年 院 に 送 致 さ れ、 収 容 さ れ て い る 場 合、 同 法 第 66 条 の 規 定 に よ る 決 定 に よ り 少 年 院 に 収 容 さ れ て い る 場 合 又 は」 に 改 め る。

別 表 第 1 第 2 号 (5) 中 「皮 膚 か い よ う」 を 「皮 膚 潰 瘍」 に 改 め、 同 表 第 3 号 (3) 中 「チ ェ ン ソ ー、 ブ ツ シ ュ ク リ ー ナ ー、 さ く 岩 機」 を 「チ ェ ン ソ ー、 ブ ツ シ ュ ク リ ー ナ ー、 削 岩 機」 に 改 め、 同 表 第 4 号 (3) 中 「う る し」 を 「漆」 に 改 め、 同 表 第 7 号 (1) 及 び (2) 中 「尿 路 系 し ゅ よ う」 を 「尿 路 系 腫 瘍」 に 改 め、 同 号 (3) 中 「4-ア ミ ノ ジ フ ェ ニ ル」 を 「4-ア ミ ノ ジ フ ェ ニ ル」 に、 「尿 路 系 し ゅ よ う」 を 「尿 路 系 腫 瘍」 に 改 め、 同 号 (4) 中 「4-ニ ト ロ ジ フ ェ ニ ル」 を 「4-ニ ト ロ ジ

フェニル」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号(8)中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号(10)中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号(16)中「(15)」を「(16)」に改め、同号中(16)を(17)とし、同号(15)中「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」を「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」に改め、同号中(15)を(16)とし、同号(14)中「骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号中(14)を(15)とし、(11)から(13)までを(12)から(14)までとし、(10)の次に次のように加える。

- (11) 3・3'－ジクロロ－4・4'－ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
財部調剤薬局	曾於市財部町南俣11272番地5	令和5年7月1日
大野耳鼻咽喉科	奄美市名瀬久里町16番3号	令和5年5月27日
井手小児科	志布志市志布志町志布志3227-1	令和5年9月8日

鹿児島県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
池之上智浩	はりきゅうみんなの樹 志布志市志布志町安楽2320-25	令和5年 7月1日	はり、きゅう

鹿児島県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

令和5年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	休止年月日
あさひ歯科医院	始良市東餅田255番3	令和3年6月30日

鹿児島県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり休止の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	休止年月日	施術の種類
津止仁美	春山整骨院 奄美市笠利町大字中金久 161	令和 4 年 11 月 30 日	あん摩マッ サー ジ 指 圧, はり, きゅう

鹿児島県告示第 695 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
池之上智浩	池之上智浩 志布志市志布志町内之倉 3399-9	令和 5 年 6 月 20 日	はり, きゅ う
河野晟大	フレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森 2980 番地 1 ベルアンジュ 102	令和 5 年 7 月 1 日	あん摩マッ サー ジ 指 圧, はり, きゅう
小寄秀作	こさき接骨院 出水郡長島町鷹巣 359-3	令和 5 年 7 月 31 日	柔道整復

鹿児島県告示第 696 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
医療法人徳洲会 大阪府北区梅田一丁目 3 番 1-1200 号	名瀬徳洲会訪問看護 ステーション 奄美市名瀬朝日町 28 番地 1	事業所の所 在 地	奄美市名瀬朝日 町 14-10	奄美市名瀬朝日 町 28 番地 1	令和 5 年 7 月 1 日

鹿児島県告示第 697 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西之表市	令和 3 年 8 月 25 日から 令和 4 年 12 月 14 日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市古田の一部	令和 5 年 9 月 1 日
西之表市	令和 3 年 8 月 18 日から 令和 4 年 12 月 14 日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市住吉の一部	令和 5 年 9 月 1 日
奄美市	令和 3 年 7 月 14 日から 令和 4 年 12 月 19 日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市名瀬大字根瀬部, 名瀬大字小湊, 名瀬大字有屋及び名瀬大字浦上の各一部	令和 5 年 9 月 1 日
肝付町	令和元年 6 月 3 日から 令和 4 年 12 月 21 日まで	地籍図及び地籍簿	肝付町後田, 新富, 野崎及び波見の各一部	令和 5 年 9 月 1 日
宇検村	令和 3 年 7 月 14 日から 令和 5 年 1 月 27 日まで	地籍図及び地籍簿	宇検村大字芦検の一部	令和 5 年 9 月 1 日
龍郷町	令和 3 年 6 月 15 日から 令和 4 年 12 月 17 日まで	地籍図及び地籍簿	龍郷町嘉渡の一部	令和 5 年 9 月 1 日

鹿児島県告示第 698 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（ほ場整備外周部の復元測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 17 日から同年 11 月 17 日まで
- 3 作業の地域 知名町田皆地内

鹿児島県告示第 699 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、南九州市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真撮影レベル 1000 及び写真地図レベル 1000）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 23 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 南九州市全域

鹿児島県告示第 700 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和 5 年 1 月 17 日鹿児島県告示第 52 号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 7 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 701 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿屋市	急・野元牟田1
	志布志市	急・清水2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿屋市	急・野元牟田1
	志布志市	急・清水2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿屋市	急・高付1，急・高付2，急・仮谷1，急・大窪段1，急・役所1，急・瀬戸口3，急・栗須2，急・瀬戸口4，急・熊ヶ山1，急・苜ノ元1，急・紫石平2，急・大須ノ上1，急・水掘1，急・別府1，急・薬師堂2，急・駒街道西添1，急・淵目1，急・淵目2，急・松橋1，急・淵目3，急・打馬屋敷1，急・國見山1，急・天堤1，急・稻荷迫1，急・中尾2，急・神ノ松1，急・國見山2，急・新牧1，急・西茅場1，急・今坂3，急・大迫1，急・後迫5，急・古城下1，急・新池山1，急・塩屋1，急・城ヶ崎1及び急・野元牟田1
	曾於市	急・中佐敷2，急・蕨谷1，急・蕨谷2，急・仁田尾1，急・豆付1，急・上山中1，急・馬渡1，急・安ノ段1，急・神掛5，急・下鍋1，急・万蔵1，急・赤祢迫1，急・川床1，急・上山段1，急・開渡1，急・上馬場2，急・チシャノ木1，急・渡ヶ迫1，急・茶園迫1，急・別府牧1，急・平段1，急・二斗田1，急・大迫3，急・里脇3，急・五月田1，急・夏井迫1，急・出水平1，急・馬

		場 1, 急・中ノ谷 1, 急・中村 6, 急・野首 1, 急・堂免 1, 急・岩元 3, 急・堂免 2, 急・堀ノ内 1, 急・西吹谷 1, 急・桑之迫 2 及び急・井出谷 1
	志布志市	急・清水 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿屋市	急・高付 1, 急・高付 2, 急・仮谷 1, 急・大窪段 1, 急・役所 1, 急・瀬戸口 3, 急・栗須 2, 急・瀬戸口 4, 急・熊ヶ山 1, 急・苜ノ元 1, 急・紫石平 2, 急・大須ノ上 1, 急・水掘 1, 急・別府 1, 急・薬師堂 2, 急・駒街道西添 1, 急・淵目 1, 急・淵目 2, 急・松橋 1, 急・淵目 3, 急・打馬屋敷 1, 急・國見山 1, 急・天堤 1, 急・稲荷迫 1, 急・中尾 2, 急・神ノ松 1, 急・國見山 2, 急・新牧 1, 急・西茅場 1, 急・今坂 3, 急・大迫 1, 急・後迫 5, 急・古城下 1, 急・新池山 1, 急・塩屋 1, 急・城ヶ崎 1 及び急・野元牟田 1
	曾於市	急・中佐敷 2, 急・蕨谷 1, 急・蕨谷 2, 急・仁田尾 1, 急・豆付 1, 急・上山中 1, 急・馬渡 1, 急・安ノ段 1, 急・神掛 5, 急・下鍋 1, 急・万蔵 1, 急・赤祢迫 1, 急・川床 1, 急・上山段 1, 急・開渡 1, 急・上馬場 2, 急・チシャノ木 1, 急・渡ヶ迫 1, 急・茶園迫 1, 急・別府牧 1, 急・平段 1, 急・二斗田 1, 急・大迫 3, 急・里脇 3, 急・五月田 1, 急・夏井迫 1, 急・出水平 1, 急・馬場 1, 急・中ノ谷 1, 急・中村 6, 急・野首 1, 急・堂免 1, 急・岩元 3, 急・堂免 2, 急・堀ノ内 1, 急・西吹谷 1, 急・桑之迫 2 及び急・井出谷 1
	志布志市	急・清水 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 9 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南九州市知覧町永里字椰山迫3935番3並びに字木之頭4612番1及び4612番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
南九州市知覧町郡16758番地2
社会福祉法人知覧二葉福社会
理事長 田代良民

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年9月15日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和5年11月27日（月）から同年12月1日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和5年11月30日（木）及び同年12月1日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県社会福祉センター別館（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
ア 最近5年間に当該警備業務の区分（以下「2号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

- (1) 新規取得講習
25人
- (2) 追加取得講習
5人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

- ア 期間
令和5年9月26日（火）から同月29日（金）まで
- イ 時間帯
午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

- ア 鹿児島県内に住所を有する者等
受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 鹿児島県外に住所を有する者
鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

- ア 共通
講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 新規取得講習
 - (ア) 4の(1)のアに該当する者
 - a 2号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
 - b 履歴書 1通
 - (イ) 4の(1)のイに該当する者
2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(1)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - (エ) 4の(1)のエに該当する者
2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - (オ) 4の(1)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

- (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490